

監査結果に関する措置状況報告書

令和4年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer. 2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所 管 所 属：都市整備局

通知を受けた日：令和5年3月30日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見11	54	（ＡＰ３）要配慮者たる職員への配慮（多様性・要配慮者への合理的配慮の視点） 各所属は、災害発生時に障がい者をはじめとする要配慮者たる職員それぞれに対して必要となる配慮について検討の上、意識共有及び対応能力向上のため、訓練に組み込むべきである。	災害発生時における要配慮者たる職員への必要な配慮については、要配慮者に聞き取るとともに、総合防災訓練などの訓練に取り入れられる場合には危機管理室と調整の上、取り組んでまいりたい。	見解	—
意見35	90	（ＡＰ15）民間との合築施設の耐震化状況に関する情報提供（市民に対する情報伝達の視点） 都市整備局は、災害対策施設等の耐震化の状況について、民間との合築施設についても、市民への情報提供を検討されたい。	都市整備局では、「大阪市耐震改修促進計画」に基づき、今後耐震化を行う災害対策施設等についてとりまとめを行い、その状況を公表している。また、民間との合築施設についても、施設の所管所属において合築の相手方と協議・調整を行いながら耐震化に取り組んでいるが、その状況の公表については、相手先の合意を得る必要があると考える。市民の安全安心を確保するため、民間との合築施設を含め災害対策施設等の耐震化を進めていくことは重要であり、今後も施設所管所属と十分に連携し取り組みを進めてまいりたい。	見解	—
意見65	143	（ＡＰ31－１）進捗管理指標及び目標値の設定（ＰＤＣＡの視点） 都市整備局は、要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果未報告の解消に向けた取組につき、本アクションプランに基づくものとして、進捗管理の対象とされたい。	本市では、耐震改修促進法に基づき、要安全確認計画記載建築物について、耐震診断結果未報告の建物所有者には、耐震診断の早期実施と結果の報告を文書により指導している。 今後については、本アクションプランにおける取組の進捗管理指標に設定する。	見解	—
意見74	168	（ＡＰ48－１）宅建業者団体との事前の協議の推進（政策の統合・調整の視点） 都市整備局は、大規模災害発生時に設置される相談窓口の設置場所や派遣される宅建協力会員について、事前に宅建業者団体と協議を進められるべきである。	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部と制度に関する意見交換やそれぞれの本部、支部の連絡体制の確認を行うとともに、令和5年1月にはそれぞれの本部、支部と地震災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施した。 今後も、各団体及び制度を所管する大阪府等と協議等を行っていく。	見解	—
意見77	177	目標値の数値化の徹底 ①全所属は、個別施策の進捗評価について、取組結果や目標値の数値化が可能なものについては可能な限り数値化した目標値を設定されたい。	当局のアクションプラン個別施策シートの進捗評価については、全シートにおいて具体的な数値を目標値として設定している。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和4年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer. 2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所 管 所 属：都市整備局

通知を受けた日：令和5年3月30日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見78	177	A Pの個別施策シートの「進捗評価」の利用（P D C Aの視点） 全所属は、A P個別施策シートの「目標に対する進捗評価」がC（60%未満）である施策に関して、次年度以降の対処方法を明確に定められたい。また、策定チーム及び危機管理室は、当該施策に関する全所属に対し、対処を助言することにより、アクションプランにおけるP D C Aのサイクルを有効化するように努めるべきである。	A P31-1民間住宅・建築物等の耐震化の促進については、令和3年度から戸建て住宅等を対象に耐震除却費への補助メニューを追加するとともに、耐震化の必要性や補助制度等について積極的な普及啓発に取り組んでおり、令和3年度における「目標に対する進捗評価」はAに改善している。	見解	—
指摘3	178	契約変更における変更理由の明確化（合規性の視点） 都市整備局は、大阪市の締結した契約について契約金額の変更を行う場合、契約変更理由書の中で、変更の理由（仕様変更の内容等）だけでなく、当該変更が必要になった理由についても、具体的に記載すべきである。	契約変更理由書について、これまでは変更金額の根拠となる仕様変更の内容等を中心に記載していたが、今後は、当該変更を必要とする理由についても具体的に記載するよう設計・工事を担当する局内の部署に通知し、記載することとした。	措置済	令和5年2月17日